

姫路フィルムコミッション映画・テレビ等撮影支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー内姫路フィルムコミッション（以下「姫路フィルムコミッション」という。）が姫路市の地域経済及び観光の振興を図るため、姫路フィルムコミッションが撮影支援をする映画又は連続ドラマ若しくは映像作品（以下「映像作品等」という。）の製作等に係る姫路市内宿泊費に対し、標記事業の予算範囲内において補助金を交付することにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 映画 海外で公開される映画及び国内の映画館又は劇場などにおいて一定期間にわたって公開される映画をいう。
- (2) 連続ドラマ 海外で放送されるドラマ番組及び国内のテレビなどで一定期間にわたって放送されるドラマ番組をいう。
- (3) 映像作品等 映画、連続ドラマ、テレビ番組、テレビコマーシャル又は公開されるミュージックビデオをいう。
- (4) 宿泊施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）の第2条に定められた営業を行う施設及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の第2条に定められた営業を行う施設をいう。
- (5) 播磨圏域連携中枢都市圏とは姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとし、ロケハンも補助の対象とする。

- (1) 播磨圏域連携中枢都市圏内（以下「播磨圏域内」という。）で撮影を行う映像作品等であること。
- (2) 政治的又は宗教的宣伝意図を有していないこと。
- (3) 公序良俗に反する内容でないこと。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、日本の法律に基づいて設立された映像作品等を制作する法人又は団体（以下「団体等」という。）であって、以下の各号に掲げる事項を全て満たしているものとする。

- (1) 定款又はこれに類する規約等を有すること。
- (2) 代表者及び事務所が明らかになっていること。
- (3) 会計責任者及び監査役又は監事を有すること。

(4) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。

(5) 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と関係を有していないこと。

（補助対象期間）

第5条 補助事業に該当する宿泊期間は、申請のあった年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

（補助対象経費）

第6条 播磨圏域内で撮影を行うための姫路市内宿泊費とする。

（補助金額）

第7条 補助金額は、予算の範囲内において、別表に規定する区分ごとに、次の各号に定めるものとする。

(1) 大規模な映画又は連続ドラマの場合

撮影経費の内、姫路市内の宿泊施設に宿泊する延べ日数に応じて、1泊7,000円/人を上限とし、一作品の補助金総額は5万円以上、500万円以下とする。

(2) 映像作品等の場合

撮影経費の内、姫路市内の宿泊施設に宿泊する延べ日数に応じて、1泊7,000円/人を上限とし、一作品の補助金総額は5万円以上、100万円以下とする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする団体等は、撮影実施の10日前までに、以下の各様式と添付資料を添えて補助金の交付を申請するものとする。

(1) 姫路フィルムコミッション映画・テレビ等撮影支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 撮影支援依頼書（様式第2号）

(3) 企画書

(4) スケジュール

(5) 撮影関係者リスト（様式第3号）

(6) 団体目的等についての誓約書（様式第4号）

(7) その他必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、団体等に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請内容に変更又は中止しようとするときは、速やかに姫路フィルムコミッション映画・テレビ等撮影支援事業変更（中止）届（様式第6号）を提出するものとする。

(実績報告)

第11条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた団体等は、実績報告として、撮影終了後20日以内に、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 撮影実績報告書兼撮影に係る直接的経済効果調査書(様式第7号)
- (2) 最終的な撮影関係者が確認できる資料
- (3) 市内宿泊施設が発行する領収書及び明細の写し
- (4) その他必要と認める書類

(補助金の請求)

第12条 第9条の規定により通知を受けた団体等は、補助金請求書(様式第8号)を提出するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定により団体等から補助金請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適正であると認めた場合、補助金を交付するものとする。

(ロケツーリズムの推進に係る取組への協力)

第14条 補助金の交付を受けた団体等は、姫路フィルムコミッションが実施するロケツーリズムの推進に係る取組に協力するものとする。

(補助金の返還)

第15条 この要綱に定める事項に違反して補助金の交付を受けた場合は、既に交付された補助金を返還するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めなき事項が発生した場合は、双方協議の上別途定めることとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

支援作品区分	公開規模	補助内容	上限額
大規模な映画又は連続ドラマ	<p>映画：海外で公開されるもの、国内で50以上の映画館・劇場などで公開されるもの又は大手動画配信サービスで配信されるもの</p> <p>連続ドラマ：海外で放送されるもの、全国放送又は大手動画配信サービスで配信されるもの</p>	<p>市内宿泊費</p> <p>7,000円以上/泊は 7,000円×延べ宿泊数</p> <p>7,000円未満/泊は 実費相当額×延べ宿泊数</p>	1作品 500万円
映像作品	<p>映画：海外で公開されるもの、国内で15以上の映画館・劇場などで公開されるもの又は大手動画配信サービスで配信されるもの</p> <p>連続ドラマ：海外で放送されるもの、4以上の都道府県で放送又は大手動画配信サービスで配信されるもの</p> <p>テレビ番組：海外で放送されるもの又は4以上の都道府県で放送されるもの</p> <p>テレビコマーシャル：海外で放送されるもの又は4以上の都道府県で放送されるもの</p> <p>ミュージックビデオ：過去に100万回超えの実績が複数回あること</p>	<p>市内宿泊費</p> <p>7,000円以上/泊は 7,000円×延べ宿泊数</p> <p>7,000円未満/泊は 実費相当額×延べ宿泊数</p> <p>※但し、補助金交付額が5万円以上であること</p>	1作品 100万円